

---

## カンボジアにおける女性問題

Women's issues in Cambodia

向 井 啓 二

Keiji MUKAI

東南アジアに位置する開発途上国、カンボジアでは、数多くの社会問題が山積し、その解決が望まれている。なかでも、カンボジア人女性の地位は、宗教上の問題などとあいまって、相対的にかなり低い地位に置かれているのが現状である。本稿は、カンボジアの女性に関する問題を極めて大雑把ではあるが、取り上げ、その現状を理解することを目的としている。

キーワード：カンボジア 女性 女性障害者 トラフィック H I V／A I D S

(種智院大学・助教授)

---

### はじめに

人は「カンボジア王国」という国名を聞いて、何を思い浮かべるであろうか。世界遺産になったアンコールワットの石像や、寺院群であろうか。それとも、あの悪名高いポル・ポト派による大虐殺であろうか。どちらもカンボジアを象徴する事柄ではある。しかし、それがすべてではない。何故なら、このような理解は、現実に今カンボジアで生活している人々を問題にしないまま、歴史遺産、あるいは同国の歴史的事件の背景に人々を押しやってしまっているように思えるからである。

現在のカンボジアが抱えるすべての問題には、1975年から79年までポル・ポト派が行った国民に対する理不尽な大量虐殺と、その後1993年まで続いた内戦の傷跡が非常に強く影響を与えている。このことを抜きにしてカンボジアの現状を語ることはできない。だが、約1400万人前後のカンボジアの人々は、このあまりに問題が山積して、問題解決の糸口、方向性すら見出させないように思われるこの国で生活を続けている。その、いわば「生（=なま）」の現状を理解することからはじめるしかないのではなかろうか。

本稿は、カンボジアの女性がおかれた現実を、筆者が集められた文献・資料とともに明らかにすることを目的としている。あわせて、わずかなデータを手がかりに、女性に対する社会福祉サービスがどのように行われているのかを述べることみたいと考えている。その際、先進国の動向からして「遅れ」を指摘することは、たやすいことであるが、こうした指摘をしても、問題の解決にはつながらないことは明らかである。何故なら、そのように指摘するだけでは、解決の糸口は何も見えないからである。問題が一挙に解決することは、正直に言ってあり得ないことであろう。とすれば、問題の所在を明らかにするとともに、斬新的な方向性を見出し、協力する方法を考えるほかあるまい。本稿は、そのための第一歩であり、「確認するためのノート」としての意味を持っている。

### 1. 『世界子供白書 2005年』——女性指標の数値から——

まず、ユニセフ（国連児童基金）発行の『世界子供白書 2005年』に掲載されている「女性指標」中のカンボジアに関するデータをあげることからはじめたい。一見すれば、以下にあげられる数値は、無味乾燥の単なる数値のように思われるかも知れないが、実は、カンボジアの女性が置かれている困難な現状を明らかにするものである。

(表-1 カンボジア人女性の女性指標)

出世時の平均余命（対男性比、%）		108 (2003年)
成人の識字率（対男性比、%）		71 (2000年)
総就学率 (対男性比、%)	初等教育	89 (1998~2002年)
	中等教育	59 (1998~2002年)
避妊法の普及率（%）		24 (1995~2003年)
出産前のケアが行われている率（%）		38 (1995~2003年)
専門技能者が付き添う出産の比率（%）		32 (1995~2003年)
妊産婦 死亡率	報告値	440 (1985~2003年)
	調整値	450
	生涯に妊娠・出産で死亡する危険	36

これだけでは、その実態が理解しにくいだろう。そこで、以下に、カンボジアと隣接しているベトナム、ラオス、タイのデータを入れた表-2を作成し、比較することにしよう。

(表-2 ベトナム、ラオス、タイの女性の女性指標)

出世時の平均余命（対男性比、%）		107 (V) 105 (L) 112 (T)
成人の識字率（対男性比、%）		96 (V) 70 (L) 97 (T)
総就学率 (対男性比、%)	初等教育	93 (V) 86 (L) 96 (T)
	中等教育	93 (V) 72 (L) 95 (T)
避妊法の普及率（%）		79 (V) 32 (L) 79 (T)
出産前のケアが行われている率（%）		86 (V) 27 (L) 92 (T)
専門技能者が付き添う出産の比率（%）		85 (V) 19 (L) 99 (T)
妊娠婦 死亡率	報告値	95 (V) 530 (L) 36 (T)
	調整値	130 (V) 650 (L) 44 (T)
生涯に妊娠・出産で死亡する危険		270 (V) 25 (L) 900 (T)

(表中のVはベトナム、Lはラオス、Tはタイを示す。)

表-1と表-2とを比較すると、最も大きな相違は、避妊法の普及率の低さであることがわかる。ラオスも32%と低い値であるが、カンボジアはそれよりもさらに低く24%である。また、総就学率中の中等教育の総就学率も、対男性比59%と低い。つまり、女子は約半数が中等教育を受けられないである。また、成人識字率も、ラオスと同様に70%台と低く、出産前のケアの比率——妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者（医師、看護師、または助産師）によるケアを受けた15～49歳の女性の比率——も、専門技能者が付き添う出産の比率——医師、看護師、または助産師が付き添う出産の比率——もラオスと同じく低いことがわかる。

簡単にまとめれば、カンボジアの女性は、識字率も低く、きちんとした避妊をせず、ほとんど医療・保健従事者にかかることなく、子どもを生み育てている、といえよう。特に、医療・保健従事者との関係が弱いことは、5歳未満児の高さでも明らかである。同じく『世界子供白書 2005年』に記載された2003年の推定値では、カンボジアは出生1000人あたり、140人の乳幼児が5歳未満で死亡し、世界順位では28位と高い値になっている。一方、ラオスは、カンボジアよりも出産前のケアの比率、専門技能者が付き添う出産の比率は低いにもかかわらず、5歳未満児の死亡は91人で、世界順位は51位である。その差は大きく、カンボジアの女性が劣悪な条件で出産していることが理解できよう。

## 2. カンボジアの婚姻・家族・親族

首都プノンペンや、アンコールワットがあるシェムリアップなどの都市部を少し離れると、カンボジアは農村の風景が広がる。その農村部を基本とする家族のあり方は、以下のようである<sup>1)</sup>。

- ①結婚は、平均18歳前後と若い年齢で行うことが一般的である。
- ②結婚に際し、男が娘の父親に許可を求める。結婚式は、娘の家で行われることが多い。
- ③結婚後は、妻の住居に同居し、子どもの誕生後、土地の一部を均分に相続して独立することが多い。
- ④末娘が両親を引き取る傾向が強く、家族制度は、双系的原理に従っているが、女系制的色彩が強く残っている。
- ⑤夫婦と未婚の子どもからなる核家族が一般的であり、家族の総数は5～7人程度である。
- ⑥農村では一夫一妻制度が徹底しており、妻の地位も夫と同等に近い。
- ⑦カンボジア人の基本的生活空間である「ブム」は、血縁的な集合体としての性格が強く、村落内で親族が多数居住していることが多い。
- ⑧近年は、内戦により男女比のバランスが崩れ、家庭内での男性の暴力が増えている。
- ⑨ポル・ポト政権時代に青年期を過ごした世代の女性は、未婚者や未亡人が多い。また、この時期、農村部出身の男性と都市部出身の女性とが強制的に結婚させられたため、その弊害として離婚率が高い結果を生んでいる。

おおよそ、上記のような実態が一般的な動向であろう。問題は、伝統的な村落社会を基盤としてきたカンボジアが、ベトナム戦争に巻き込まれ、その後、1975年、国家の解放を勝ち取ると同時に、ポル・ポトを指導者とするクメール・ルージュ（赤いクメール）によって支配され、約100万人にもおよぶ人々が虐殺されたということである。また、ベトナムの侵攻、完全撤退（1989年）後も内戦が続き、1993年になってようやく平和が訪れるが、急激な資本主義の導入により貧富の差が激しくなったという事実である。こうした時々の変化——それも急激ともいえる変化——に社会が、そして家族が、大きな影響を受け、そのしづ寄せは、女性・子ども・高齢者・障害者などに重くのしかかっていることである。それが、上記の⑧・⑨に現れていると考えられる。

ところで、「カンボジア王国憲法」では、男女平等を原則（第31条）として認めており、その原則の上で、男女とも選挙権・被選挙権を有し（第34条）、職業

選択の自由と男女同一賃金（第36条）が定められている。また、女性への差別禁止・女性の労働に対する搾取禁止と両性の合意に基づく婚姻をうたい（第45条）、人身売買・売春行為などを禁止（第46条）している<sup>2)</sup>。だが、上座仏教の考え方人々に強い影響を与えており、女性は出家できないから男性より劣っていると一般的には理解されている。また、女子に対する教育についても、「両親の多くが、『女子に教育は必要ない』、あるいは、『教育を受けると自らの判断で、結婚相手を決めてしまう』と考えており、女子は思春期に入り初潮を迎える14歳ごろから、社会・公的な場所から家庭に引き戻される傾向にある」という<sup>3)</sup>。さらに、農村部では、学校設備が未整備なため、生理用品の入手が困難であり、水・衛生設備も整備されていないことから初潮を迎えた女子の移動を困難とし、学校から遠ざかる原因となっている<sup>4)</sup>とも述べられている。つまり、憲法上の規定とは裏腹に、女性差別は当たり前になっていて、それが、女子の教育機会を奪うことにつながっているのである。

### 3. 女性障害者の実態

カンボジアの障害者に関する正確な実態調査報告は、ないと言った方が良いだろう。ただ、皆無ではなく、JICA（国際協力事業団）の努力で、少し古いが、カンボジアの障害者に関するデータが公表されている<sup>5)</sup>ので、それをを利用して述べることにする。

カンボジア全体の障害者数は、1999年のカンボジア計画省の調査によれば、16万9058人いることがわかっている。その内、「九万九五〇九人は男性で、六万九五五二人が女性である」<sup>6)</sup>。障害種別では、「〇二万三九七七人 一肢喪失者/〇六七四四人 二肢以上喪失者/〇三万五九〇人 一肢障害者/〇六七六一人 二肢以上障害者/〇五〇五〇人 下肢障害者/〇一二〇一人 四肢障害者/〇一万九四五三人 目の不自由な人/〇七三五三人 耳の不自由な人/〇三四一四人 口のきけない人/〇一二四六人 耳が不自由で口のきけない人/〇一万二五七六人 知的障害者/〇一万八四七一人 不可逆的機能障害者/〇四七九一人 複合障害者/〇二万七四三〇人 さまざまな病気による障害者」<sup>7)</sup>であり、障害者の「五人に四人は農村部に住んでおり、そのうちの七五%が一〇～五九歳」<sup>8)</sup>である。

障害の原因では、疾病によるものが最も多いが、地雷の爆発により障害者となる割合は、プノンペンで6.7%、プノンペン以外の都市で10.7%、地方でも7.8%と高い。ちなみに、カンボジアに今も埋められたままになっている地雷の総数は明らかではない。「カンボジアに埋設される地雷の数は推定で六〇〇万～八〇〇

万個と言われている」<sup>9)</sup>が、その数はあくまでも推定値でしかない。内戦中、ベトナム軍やポル・ポト派などが地雷を埋め、そのままの状態で内戦は終了した。地雷だけでなく、何らかの原因で障害者となった女性については、男性以上にきびしい状況に置かれることとなる。一例として、日本で発行されている雑誌に掲載された報告を以下に引用する。

ポン・クーンさんは、農作業中、地雷を踏んで片足を失った。ご主人は逃げてしまい、二人の子どもと猫の額ほどの田んぼを守って、砂糖ややしの葉を葺いただけの粗末な家に住んでいる。義足をもらえることは知っているが、町に行くお金もないし、家を空けられないし、義足があつたら便利とわかっていても町へ出かけられないでいる。（中略）男性は、障害をもつてからでも普通に結婚する例が少なくなっている（カンボジアの場合、ほとんどの結婚は親が決めた相手）、独身女性の場合、結婚は絶望的で、障害をもつてしまい親を助けられないと嘆く<sup>10)</sup>。

という状態である。しかも、ここでも、宗教上の意識が障害者差別を助長する。カンボジアの障害者に関する論文を見ると、どれにも以下のような記述に出会う。すなわち、

カンボジア人の85%以上は上座仏教を信仰しており、人々はカルマ（善行をつめば良いことが訪れ、悪行を行えば悪いことが訪れるという概念）を信じている。上座仏教の理論や教えでは障害はまさに人々が前世にて犯した悪行の結果であると考えられている。一方で人々は弱者に対して慈悲を持つことを教えられており、また前世の行いとは別に他人に対して善行をつめば、幸運が自分に訪れるとの信仰もある。それゆえ、大抵のカンボジア人は障害を持った貧しい人々や物乞いに対して寄付や施しを与えることを好む。しかし、長期化した内戦や国土の荒廃によるコミュニティー精神の崩壊により、その様な人々の思いやりや支援の精神は失われつつある。上記の仏教の概念は障害者を支えるには良いシステムのように見えるが、その他のアプローチがもっと上手に障害者が社会的平等のために立ち上がらせるし、あらゆる意思決定に参画するためには、障害者のエンパワーメントを助けるためにかなり注意を払わねばならない<sup>11)</sup>。

このように、宗教上の観念が、障害者差別の理由づけとなる一方で、障害者に対する慈悲・救済につながっている。だが、いずれにせよ、引用文にも記されて

いるとおり、こうした慈善だけでは、障害者のエンパワーメントを助けるためには不十分であり、上座仏教の観念は、やはり障害者差別を生み出す原因と考えるべきであろう。だから、障害を持つ女性は、上座仏教によって二重に差別を受ける存在となっていることが理解できよう。つまり、女性であることと、障害者であることである。社会通念がこのようなものである限り、女性障害者は、最底辺に置かれ、哀れみの対象でしかない存在となる。

#### 4. 女性と子どもの人身売買——トラフィック（traffic）——

先に引用した「カンボジア王国憲法」の第46条には、「人身売買、売春行為及びその他女性の尊厳に反する猥褻行為は、これを禁ずる」<sup>12)</sup>と記されている。だが、成人女性に限らず、カンボジアでは、女性や子どもたちが国境を越えて売買されている。だから、憲法の禁止事項が、逆に人身売買の事実を指摘する結果となってしまっているといって良い状況である。カンボジアでは、子どもだけでも「一九九八年に収集された統計データは、毎月平均五〇〇人の子供が国境を越えて、タイに人身売買されていることを示している」<sup>13)</sup>る、と記されている。その主な原因是貧困であり、「とりわけ、農村部に住む人々が搾取されやすくしている（中略）こういう状況が、風俗業者が人々を田舎から誘惑し、都市や海外でもっと高い給料がもらえると、彼らを騙して市に移動させる機会を与えてい」<sup>14)</sup>るるのである。ただ、貧困が主な原因であっても、それだけが唯一の原因ではなく、「家庭生活の崩壊や教育の欠如、性的虐待の歴史、良好な仕事の機会がないなどが考えられる」<sup>15)</sup>。

このような人身売買（トラフィッキング）の増加に対して、カンボジア政府機関が、全く何の対応もしていないというのではない。1999年から、国境を越えた人身売買の女性・子どもの帰国を促す活動を行い、「二〇〇一年までに、……タイからの人身売買のカンボジア人犠牲者六八一人を助けました。そのうち二八八人は女性でした」<sup>16)</sup>という報告もある。だが、帰国できる女性や子どもの数以上に、人身売買の結果、国境を越える人がいるという問題は、解決できていないのである。

#### 5. H I V（エイズ）

カンボジアではH I V（エイズ）感染が拡大している。この点についても、第1章と同様、『世界子供白書 2005年』を利用し、カンボジアのデータと隣国のベトナム・ラオス・タイのデータを表にして概観することにしたい。

(表-3 カンボジアのHIV/エイズ指標)

成人の有病率（15～49歳）2003年末	2.6（推定値）
HIV/エイズとともに生きる人の推定値女性（15～49歳）	51
首都に住む妊娠した若い女性のHIV有病率	不明

(表-4ベトナム・ラオス・タイのHIV/エイズ指標)

成人の有病率（15～49歳）2003年末	0.4（推定値）(V)、0.1（推定値）(L)、 1.5（推定値）(T)
HIV/エイズとともに生きる人の推定値 女性（15～49歳）	65(V)、0.5以上(L)、200(T)
首都に住む妊娠した若い女性のHIV 有病率	不明(V)、不明(L)、不明(T)

(表中のVはベトナム、Lはラオス、Tはタイを示す。)

表-3と表-4を比較して、明らかなことは、カンボジアは、成人の有病率が、隣国と比べ、非常に高いということである。この値は、東南アジアのみならず、アジアで最も高い数値である。首都に住む妊娠した女性のHIV有病率については、他の3国も含め不明であるが、成人の有病率の高さから考えれば、かなりの数にのぼると考えるのが普通であろう。こうした数値の高さについては、別の文献でも、「UNDP（国連開発計画）は、現在一二万人のカンボジア人がエイズ又はHIVに感染していると見積もっています。この数字は、二〇〇六年には一〇〇万人近くに増加すると予想されています」<sup>17)</sup>と記されているとおりである。

何故、これほど感染が拡大しているのだろうか。天川直子は、感染拡大の背景要因を5点に絞り、要領よくまとめている<sup>18)</sup>ので、これを要約する形で紹介する。

その第1は、男性のセックスワーカー通いが社会的に容認されていることである。この点については、次のような指摘もあり、社会通念上、「ごく当たり前のこと」と、とらえられているようである。すなわち、「カンボジアでは男性は女性経験があればあるほど高く評価され、女性は結婚するまで処女であることが要求されるという。この性差別は、売春婦に群がる男性がエイズのキャリアになるという深刻な問題を引き起こす。性行為を繰り返してきた夫は、貞操を守り続けていた妻にエイズを移し、さらに生まれてくる赤ん坊を母子感染させてしまう。そのために家族全員がそろってエイズに感染しているという最悪のケースも少なくないというのだ」<sup>19)</sup>ということである。

第2に、HIV（エイズ）感染の広がりにもかかわらず、性産業が拡大していることである。首都プノンペンには、約1万人のセックスワーカーがいると考えられている。第3には、エイズ以外の性感染症の感染率がすでにかなり高いことがある。つまり、エイズに感染する以前にすでに何らかの性病に罹っており、そこにHIV感染により、病気の進行が追いうちをかける状態になっているのである。第4に、不特定多数の相手との性交渉が盛んであるにもかかわらず、コンドームの使用が十分ではないことがあげられる。このことは、すでに示した表-1・2の避妊法の普及率を対比しても理解できることであり、カンボジアが24%であるのに対し、ベトナム・ラオス・タイはそれぞれ79%・32%・79%となっており、その事実を裏付ける結果となっている。第5に、人口の都市化現象が進行し、売春により、手っ取り早く現金を得ることを是認する風潮が広がっていることをあげることができる。以上のことから、カンボジアにおけるHIV（エイズ）感染率は、増加の一途をたどっていることが理解でき、早急に対策を講じなければ、感染は拡大するばかりとなる深刻な状況に陥っている。

## 6. 女性労働者

カンボジア経済は、市場経済の導入（1993年）後、急速に変貌を遂げている。伝統的な農業国であった同国は、「国民総生産でみた第1次産業の伸び率が停滞する一方、製造業を中心とした第2次産業、および卸・小売業や観光関連を中心とした第3次産業が急速に成長している」。その結果、2000年時点では、「第1次産業が32.2%、第2次産業が24.1%、第3次産業が43.8%を占めている」<sup>20)</sup>と述べられている。

このような経済状況の下で、女性労働者はどのように位置づけられているのだろうか。この点についても、天川直子の先行研究が、およそその実態を明らかにしているので、それを要約しつつ、述べることにする<sup>21)</sup>。

- ①労働人口約400万人中、男性労働者は48%、女性労働者は52%である。
- ②女性は、主に農業、小売業、サービス業といった低賃金・無償労働に従事している。
- ③農業労働は、伝統的性別役割分業となっているが、実際には、男女の労働には大きな差がないにもかかわらず、報酬は、男性労働者の約3分の1から2分の1程度しか得られない。しかも、農業技術や技術普及の対象者として認識されていない。
- ④市場における食料品・衣料品の小売りは、女性によって担われているが、供給

過多現象が生じていて収益はあまりあがっていない。

⑤1998年の労働省統計によれば、約13万5000人程度の縫製労働者がいるとされる。

1996年制定の労働法で最低賃金は40ドルと決められているにもかかわらず、女性縫製労働者の約30%は、最低賃金未満の支払いしか受けていない。

⑥ビール、タバコ販売にも男性を上回る女性が雇用されているが、長時間労働、男性顧客やレストランオーナーからの暴力、強制売春、セクシャルハラスメントが報告されている。

⑦全体を通じ、労働法では、男女同一労働・同一賃金が決められているが、現実には、女性の賃金は男性に比較するとかなり低い。それは、男女共に男性の労働の方が仕事量と内容の上からより市場価値があると考えているために、女性の低賃金が正当化されている。

上記の要約から理解できるとおり、カンボジアの女性労働者は、男性労働者と同じ労働をしても、低賃金ないし無償の労働を強いられることが多いことが理解できよう。

## 7. 社会福祉の実態

カンボジアの社会福祉に関する政府機関は、「社会問題・労働・職業訓練・青少年更正省」と「女性問題・退役軍人省」である。前者は、省名どおり社会問題の解決、労働問題への対応、職業訓練の充実、青少年更正を担う機関であり、後者は、女性の地位向上と退役軍人の生活保障を担う機関である。女性問題については、後者が対応することになっている。しかし、財政的にまったくゆとりがないカンボジア政府の省であるため、両省とも、予算規模が小さく、その活動は国際NGOに依存している状態が続いていると言って良い。例えば、「社会問題・労働・職業訓練・青少年更正省については「社会サービスを実施する予算もノウハウも無いため、国際NGOが活動する便宜を図ることで支援を行っている」<sup>22)</sup>という状況である。同様に、女性問題・退役軍人省も予算が少なく国際NGOの支援を受けていることと推測される。同省独自に、次のような事業を国連機関・国際NGOなどのドナーからの支援を受けて実施していることがわかっている<sup>23)</sup>。それは、①リプロダクティブヘルス情報教育。女性に関する保健・健康教育の実施である。②マイクロ・クレジット。70万ドルを元金とし、農村女性を対象に金銭貸与の実施。③法識字普及教育。各州の女性事業局職員を対象に、法識字普及教育をカナダ基金の資金協力で実施。④識字・保育。⑤技術訓練。農村女性を対象に各種の技能訓練を実施すると同時に、家族計画情報の普及やエイズ予防情報の普

及などを行っている。

繰り返しになるが、こうした事業は、カンボジアの国家財政が極めて苦しい状況のもとで国際NGOなどの支援の下に実施されているのであり、自立したものとはなっていない。事実、「国際協力機関の足の引っ張り合い」<sup>24)</sup>が現地でおきていることも報告されており、カンボジアでの息の長い支援が求められている。

### まとめにかえて

以上、極めて大雑把にカンボジアにおける女性問題の現状を概観したのであるが、女性問題に限らず、同国の抱える問題はかなり深刻だと述べざるを得ない。開発途上国にありがちな調査不足だけでなく、報告される数字 자체が信用に足るものではなく、「調査者がどのような数字を期待しているかを察知し、その数字を裏づける証拠類までねつ造することを厭わない」<sup>25)</sup>という報告もなされている。こうしたことを、カンボジアの人々は、ポル・ポト政権下の極端な計画経済の実施で「学んだ」ということである。ここにもあの「暗黒時代」の影響が見られるのである。

そもそも、1975年から79年までのわずか4年間とはいえ、一旦、社会そのものが完全に崩壊し、自分以外に信じられる者は存在しないという状況に陥ったカンボジアが、ようやく平和を迎えたといつても、社会そのものの再建を行うには多くの時間が必要であろう。しかも、市場経済の導入により、貧富の格差が広がると同時に、グローバル経済の中に巻き込まれ、最底辺国に近い状況に置かれた中で再出発をしなければならなかった同国では、女性・子ども・高齢者・障害者といった社会的弱者になりやすい人々に矛盾が集中しているのが現状であろう。

各種の国際機関・国際NGOの協力・支援は今後とも必要であろうが、その支援は、長期間にわたるものと予想されるし、何よりも幅広い意味での教育を中心にすえた人材育成が肝心だと考える。特にその際、注意すべきことは、先進国流の進んだ技術や方法を絶対視した支援・協力は避けられるべきであろう。カンボジアという国の歴史や文化、社会の動向に注意せずに進められる支援・協力は、当面の即効性はあるだろうが、結局はその場限りのものになってしまうおそれがある。こうした点から考えれば、清水和樹が報告している<sup>26)</sup>ように、村落社会で尊敬される僧侶を巻き込む形で社会開発を行う方法は注目されるべきであろう。上記したように、上座仏教の観念自体には、差別につながるものが多く、問題があるというべきだが、一方で、農村を基盤とするカンボジアで、尊敬されている僧侶を開発僧として、彼らを中心に小学校を再建し、村の生活を再建するやり方

は、カンボジア社会に適した方法と考えられる。

いずれにせよ、当該国の歴史・文化・伝統を踏まえない支援・協力は、失敗する可能性が高い。長期間にわたり築かれたものから、生かせる方法を考え出し、少しづつ解決していくことが、結局は大きな成功を生み出すことになるだろう。

## 注

- 1) 高橋宏明「婚姻および家族・親族関係」（綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいカンボジア』、2000年）所収、186～190ページを要約。なお、女性人口と男性人口の比率は、「1962年には1.00倍であったものが、1980年には内戦の影響で1.16倍までに上昇している。その後、男女人口比率は低下しているが、1998年においても1.07倍の差がある」（廣畠伸雄『カンボジア経済入門』、日本評論社、2004年）138ページという指摘がある。
- 2) 上田広美「カンボジア王国憲法（一九九三年）試訳」  
([http://www3.aa.tufs.ac.jp/~mmine/project/km\\_pro/jeda\\_h/kmconst.htm](http://www3.aa.tufs.ac.jp/~mmine/project/km_pro/jeda_h/kmconst.htm)) 2005年11月15日アクセス。
- 3) 天川直子「第3節社会」（カンボジア援助研究会報告書）  
([http://www.jica.go.jp/activities/report/country/pdf2001\\_04/05.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/report/country/pdf2001_04/05.pdf)) 2005年11月10日アクセス。PDFより印刷63～65ページ。
- 4) 注3)に同じ、65ページ。
- 5) 国際協力事業団企画・調査部「国別障害関連情報 カンボディア王国」  
([http://www.jica.go.jp/global/disability/pdf/cam\\_jap.pdf](http://www.jica.go.jp/global/disability/pdf/cam_jap.pdf)) 2005年12月1日アクセス。PDFを印刷し要約している。
- 6) 林民夫「カンボジアの社会問題に関する政策及び戦略」（『あさやけのクメール』、中央法規、2002年）所収、166ページ。なお、この資料は、Ministry of social affairs, Labor, Vocational Training and Youth Rehabilitation, *Policy and Strategy on Social Affairs in Cambodia*を日本語訳したものである。
- 7) 注6)に同じ、166～167ページ。
- 8) 注6)に同じ、167ページ。
- 9) 藤井秀樹『カンボジアと子どもたちの戦後』（丹青社、2004年）140ページ。
- 10) 小味かおる「カンボジアの障害者福祉事情（1）——障害者の生活実態——」（日本障害者リハビリテーション協会編『ノーマライゼーション』（1998年6月号）77

～78ページ。

- 11) 注5)に同じ、7ページ。なお、この点を明らかにした研究として本間順子「カンボジア人の障害者観における一考察」(東京外国語大学平成16年度(2004年度)卒業論文)(<http://www.tufs.ac.jp/common/fs-pg/potal?04yusyuronbun/>)があるので参照されたい。
- 12) 注2)に同じ。
- 13) 注6)に同じ、155ページ。
- 14) 注6)に同じ、155ページ。
- 15) 注9)に同じ、115～116ページ。
- 16) 注6)に同じ、156ページ。
- 17) 注6)に同じ、156ページ。
- 18) 前掲注3)に同じ、67～68ページ。
- 19) 注9)に同じ、34ページ。
- 20) 前掲、廣畠伸雄『カンボジア経済入門』、27～28ページ。
- 21) 前掲、注3)に同じ、69～72ページ。
- 22) 和泉徹彦「ケーススタディ・カンボジアの社会保障制度」(<http://www.ne.jp/asahi/lab/izumit/study/cambodia2001.html>) 2005年11月15日アクセス。
- 23) 前掲、注3)に同じ、74ページ。
- 24) 注22)に同じ。
- 25) 注22)に同じ。
- 26) 清水和樹『カンボジア・村の子どもと開発僧』(社会評論社、1997年)を参照のこと。